

第2期 横浜市高齢者居住安定確保計画(素案)について 市民の皆様のご意見を募集します

募集期間

平成27年12月17日(木)から平成28年1月15日(金)まで

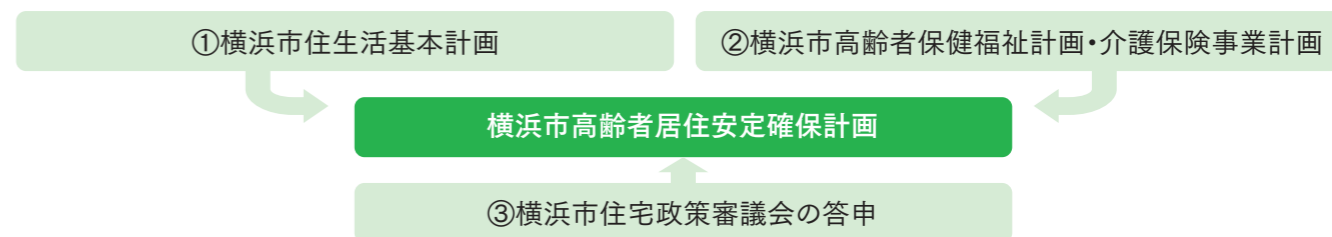
計画の目的と位置付け

(1) 計画の目的

- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、高齢者の居住の安定確保に関する施策を推進します。

(2) 計画の位置付け

- 平成24年3月に策定した第1期計画(平成24～26年度)を見直し、新たに第2期計画を策定します。
- 本計画は、以下の計画等を踏まえています。
 - ①横浜市住生活基本計画【平成24年3月】
 - ②横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)【平成27年3月】
 - ③横浜市住宅政策審議会の答申【平成27年11月】



計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間です。

見直しの主な内容

- 高齢者向け(地域)優良賃貸住宅**
新規建設型の供給を継続するとともに、増加する高齢者需要へ対応するため、既存住宅を活用した改良型の供給促進を図ります。
- サービス付き高齢者向け住宅**
中所得の高齢者向けに費用負担を抑えた供給誘導策を検討します。あわせて、指導指針を策定し、適切な運営や質の向上を図ります。
- 相談体制の充実**
平成27年5月に設置された「高齢者施設・住まいの相談センター」(港南区)と既存の住まいの相談窓口(6か所)の連携を強化し、情報提供や相談体制の充実を図ります。

第2期計画策定のスケジュール

皆様のご意見を踏まえ、平成27年度中に計画を策定します。



資料の閲覧場所等

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、第2期高齢者住居安定確保計画(素案)本文の閲覧を行っています。
なお、本計画(素案)本文は、冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご確認いただくことができます。

【横浜市建築局住宅政策課ホームページ】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/housdata/>

横浜市高齢者居住安定確保計画 検索

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局 承認 1489

差出有効期間 平成28年 3月31日まで (郵便切手不要)

〒231-8790

012

横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル4階
横浜市建築局住宅政策課 高齢者居住安定確保計画担当 行



1 回答されるあなたご自身のことについて、ご記入ください。

●性別 ①男 ②女

●年齢 ①10歳代 ②20歳代 ③30歳代
 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代
 ⑦70歳代 ⑧80歳代以上

●住所(区名まで) 区

※氏名等のご記入は不要です。

第2期横浜市高齢者居住安定確保計画(素案) へのご意見をお寄せください。

募集期間
平成27年12月17日(木)から平成28年1月15日(金)まで

【応募方法】

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- ①はがき【切手不要 当日消印有効】
(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
- ②FAX:045-641-2756 建築局住宅政策課宛て
- ③電子メール:kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

【注意事項】

- 上記②・③については、はがきのご意見回答面をコピーしていただくか、同じ回答形式でご記入していただきますようお願いいたします。
- いただいたご意見は、横浜市高齢者居住安定確保計画の策定の参考に利用させていただきます。なお、個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

高齢者の居住安定確保に向けた取組

高齢者向け賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の促進

高齢者向け市営住宅の供給

- 段差の解消や手すりの設置など、住居内を高齢者向けに配慮するとともに、緊急通報システムの設置と生活援助員の派遣により、生活相談や安否の確認など在宅生活の支援を行う高齢者向け市営住宅を提供します。

高齢者向け(地域)優良賃貸住宅の供給

- バリアフリー仕様で整備された民間の賃貸住宅を横浜市が認定し、緊急通報システム、安否確認サービス等の提供や、家賃の補助が受けられる高齢者向けの公的賃貸住宅として供給します。【年間 200 戸】
- 新規建設型の供給を継続するとともに、増加する高齢者需要へ対応するため、既存住宅を活用した改良型の供給促進を図ります。

サービス付き高齢者向け住宅の供給

- 大規模な市営住宅団地の再編における政策的な誘導や既存建物改修等による中所得の高齢者向けに費用負担を抑えた供給誘導策を検討します。
- 公共交通機関へのアクセスや医療・介護施設へのアクセス・連携のしやすさなど、利便性の高い住宅の供給を促進します。

多世代が居住する高齢者向け住まいの供給

- 高齢者の方が、介護が必要になっても子育て世帯などと共に地域の中で安心して住み続けられるよう、生活支援や地域交流などの必要な機能を備えた賃貸住宅である「よこはま多世代・地域交流型住宅」について、市有地の活用や民間住宅の認定などにより供給を進めます。

特別養護老人ホームの整備

- 要介護3以上の方がおおむね 12 か月以内に入所できる整備水準を維持するため、年間 300 床(27～32 年度)の整備を進めます。
- 定員確保の一環として特別養護老人ホームに併設されたショートステイの本入所への転換や、定員数の減少を抑えるための老朽化した施設の長寿命化対策を検討します。

高齢者の賃貸住宅への入居支援等

市営住宅への入居支援

- 市営住宅の入居者募集に当たり、高齢者世帯の当選率の優遇を行うとともに、単身入居を認め、入居時に高齢者等世帯の収入基準を緩和するなど、より困窮度の高い高齢者の入居を支援します。

民間住宅あんしん入居事業による支援

- 保証人が確保できずに民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者等に対して、協力不動産店による物件の紹介と民間保証会社の家賃保証による入居支援を行います。また、入居後の安心確保に向けて、福祉サービスと連携した居住支援を行うとともに、家主や入居者の不安を軽減するため、支援メニューの拡充を図ります。

終身建物賃貸借制度の運用・普及

- 高齢者が終身にわたって、賃貸住宅に住み続けることのできる本制度の普及を図ります。

高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進

既存市営住宅のバリアフリー化の推進

- 市営住宅の一部において、高齢化に対応するため、エレベーターの設置を行うほか、手すりの設置など、高齢者等に配慮した仕様への改修を進めます。

マンション・バリアフリー化等支援事業の推進

- 民間分譲マンションの管理組合に、共用部分のバリアフリー化等整備費の一部を補助し、マンションのバリアフリー化を支援します。

高齢者等住環境整備事業による支援

- 要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した、健康的な在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。※介護保険住宅改修を優先適用します。

地域で高齢者を支える仕組みの構築

地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センター(地域ケアプラザ)を中心に、地域ケア会議の推進など、日常生活圏域ごとにきめ細かく各地域の実情に応じた地域包括ケアを推進します。

健康づくり・介護予防

- 元気なうちから自主的に健康づくりや介護予防に取り組む地域づくりや人材育成を推進するため、「元気づくりステーション事業」などに取り組みます。

認知症支援

- 認知症の方の地域生活を支えるため、保健福祉相談や医療と介護の連携推進、サポーターの養成及び権利擁護事業などの取組を進めます。

在宅・地域密着型サービスの充実

- 要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるサービスの充実に向けて、事業所整備などに取り組めます。

介護人材の確保

- 関係機関と連携し、介護職員や事業者向けの支援を充実させ、人材定着促進や資質の向上を図ります。

既存の公的賃貸住宅団地における生活支援策の検討

- 高齢化率が著しく高いなどにより、支援が必要な方が多く居住し、担い手不足のため地域の支え合い活動などの共助の取組が困難になってきている公的賃貸住宅団地を対象に、身近な相談機能の充実など、効果的な支援策を検討・実施していきます。

孤立化・孤立死防止

- 地域での支え合い体制づくりの支援や、ライフライン事業者等が日常業務の中で異変を発見した場合に関係機関に通報する「孤立予防対策事業」を推進します。

高齢者の居住の安定の確保に向けた情報提供・相談等の充実

住宅相談体制・情報提供の充実

- 既存の住宅相談窓口・情報拠点や民間住宅事業者の実施する相談拠点との連携や地域ケアプラザなどの市民利用施設を活用するなど、総合的な住宅相談や情報提供を高齢者等の身近な場所で行えるような仕組みづくりを行います。

「高齢者施設・住まいの相談センター」の整備

- 高齢者の施設・住まいに関する総合相談窓口として、「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置し、専門の相談員による個別・具体的な相談・情報提供に対応しています。また、高齢者施設等に関する様々な情報を集約し、必要に応じて区役所や地域包括支援センターに情報提供を行い、市民が身近な場所で情報を得られるようにします。

2 素案について、ご意見をお書きください。

(切り取り線)

ありがとうございました。